



報道関係者 各位

令和2年10月20日（火）

【照会先】

鹿児島労働局労働基準部監督課

監督課長 中村 健吾

主任監察監督官 古川 光之

電話 099-223-8277

## — 令和元年度 長時間労働が疑われる事業場に対する立入調査結果を公表 —

○約7割の事業場が労働基準法等の法令違反

○違法な時間外労働のうち、約4割が80時間超

鹿児島労働局（局長 <sup>みわ むねふみ</sup>三輪 宗文）では、このたび、令和元年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、立入調査の結果（※）を取りまとめましたので、公表します。

この立入調査は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象にしています。

鹿児島労働局では今後も、長時間労働の是正・改善に向けた取組を積極的に行うとともに、11月には、「過重労働解消キャンペーン」を実施し（別紙）、当該期間中に重点的な立入調査を行います。

## 【平成31年4月から令和2年3月までの立入調査結果のポイント（別添）】

- (1) 立入調査の実施事業場： 224 事業場  
このうち、**159 事業場（全体の71.0%）**で労働基準法等の法令違反あり。
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
- |                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| ① 違法な時間外労働があったもの：           | 89 事業場（39.9%） |
| うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が |               |
| 月80時間を超えるもの：                | 37 事業場（41.6%） |
| うち、月100時間を超えるもの：            | 22 事業場（24.7%） |
- ② 賃金不払残業があったもの： 41 事業場（18.3%）
- ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 51 事業場（22.8%）
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
- |                       |                |
|-----------------------|----------------|
| ① 過重労働による健康障害防止措置が    |                |
| 不十分なため改善を指導したもの：      | 124 事業場（63.8%） |
| うち、時間外・休日労働を月80時間*以内に |                |
| 削減するよう指導したもの：         | 61 事業場（27.2%）  |
- \* 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。
- ② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： 72 事業場（32.1%）